

月動業者ニ對シ日給四十日分六ヶ月以上ハ一ヶ月ヲ増ス毎二四
ナルカ何等妥振矣ナク余見テ了セリ

七 後業通例ノ動靜

前夜支那委員ハ今日一般後業通ニ對シ支那駐米ヲ報告スルト共
同盟系ノ組合ヲ公認スルコト・サレル為未加入者ハ此際申込ミヲ為テ
従来ノ組合員ト均衡ヲ持スル為基金トシテ日給・二日分ヲ即納セラレタシト
ハシ散會シタルカ全後業員ハ至極平穩ニシテ組合加入ノ勧誘ニ對シテモ反對的
態度ニ出ワルモノナク模様ナルカ解雇者ノ人員發表ノ曉ハ多少ノ動搖ノ免レ難
ク動靜注意中

右及申(迫)報候也

5.1 23
261

勝解第三八五部

昭和四年十月二十日

山鶴吉

内務大臣安達謙藏殿
社会局長 官殿
大塚神谷川行縣和事殿

小川製紙工場労働争議ニ関スル件 (一) 發生 (二) 解決

- 要旨
- (1) 工場主が製紙ニ入シ賃金及世帯手厚ヲ低下シタル事 貴覺
 - (2) 十百ノ者ニシテ賃金ヲ減低ス
 - (3) 工場主が容一ナル高メテ云リ 貴覺
 - (4) 所請 貴覺 小川製紙工場主が容一ナル高メテ云リ 解決

標記工場ニ労働争議發生シタルモ同之宜ク解決シタル